

(別紙2)

プロポーザル審査要領

この要領は、岐阜県関市（以下「本市」という。）が実施する「関市ふるさと納税等推進業務委託（単価契約）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

1. 審査方法

審査委員は以下の審査手順で総合的に審査し、最適な受託候補者1者を選出する。

(1) 審査委員

審査委員は、「プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 一次審査

プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）から提出された書類（企画提案書、実施体制調書、作業工程表、見積書）について、「(4) 審査基準」に基づき審査を実施する。

ア 応募多数の場合は、二次審査に参加できる事業者を、提案書類等に基づき、事前に選考し、絞り込みを行う。

イ 提案者が3者以下である場合は、全員を二次審査の対象とする。

(3) 二次審査

一次審査を通過した提案者に対し、プレゼンテーションにより「(4) 審査基準」に基づき審査を実施する。

各審査委員は採点に応じて提案者ごとに順位を付け、第一順位を最も多く獲得した提案者の見積書の額が、最低基準点を満たしており、かつ「プロポーザル実施要領 4 見積の内容」記載の見積限度額以下であった場合に受託候補者として選定する。

ア なお、第一順位獲得数が同数の提案者が複数あった場合、審査委員が採点した点数によって、受託候補者を選定する。点数が同点、かつ見積書の額が同一である場合は、審査委員において合議の上、受託候補者を選定する。

イ 当日のプレゼンテーションの順番は企画提案書を提出した順番と同様とする。

ウ 満点の6割を最低基準点とし、総得点が最低基準点を満たさない提案者は、受託候補者の対象としない。

エ 応募者が1者のみであった場合においても、審査委員において審査を実施し、審査の結果、最低基準点を満たしていれば、受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

下表「審査項目・審査配点」を使用して採点する。

(5) その他

審査は非公開とする。

2. 受託候補者の決定

- (1) 本市は、審査委員の審査結果に基づき、第一順位の受託候補者を決定する。受託候補者との契約締結に当たっては、企画提案内容とするものでなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い双方合意の上、委託契約を締結する。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定したのち、速やかに各提案者に対して、書面により通知する。なお、審査及び審査結果に対する異議は認めないものとする。
- (3) 第一順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。
- (4) 審査の結果、適切な受託候補者がいないときは、「適切な受託候補者なし」として再募集を行う場合がある。

3. 審査項目・審査配点

審査項目		審査観点	配点
体制 (配点40点)	制度理解	・本業務の趣旨や目的を十分理解していること	5
	体制	・市内事業所でより多くの業務を行う体制を確保できているか。	5
		・市内事業所に配置する業務責任者及び職員の本業務における経験及び能力等が十分であるか。	5
		・緊急時を含めて迅速かつ適切に対応できる体制が整っているか。	5
	実績	・ふるさと納税業務において、類似の事業の実績を十分有し業務を円滑に遂行できると判断できるか。	5
		・ふるさと納税以外の地域振興に係る業務の遂行において、期待ができる実績や能力等を持ち合わせているか。	5
	個人情報保護	・個人情報保護の対策を十分に講じているか	5
本市との連携	・業務全般において、本市の負担が最小になるような体制が構築されているか。	5	

業務内容 (配点40点)	(1) 寄附受入業務	・寄附受入業務において、迅速かつミスのない対応ができると判断できるか。	15
	(2) 寄附促進業務	・寄附促進業務において、本市の寄附額や返礼品提供事業者の利益を最大化する取り組みがあるか。	15
	(3) 地域の産業振興に資する業務	・ふるさと納税以外にも、地域や市内事業者への貢献につながる取り組みがあるか。	15
その他 (配点20点)	費用の妥当性	・提案された事業内容と費用は妥当か。	5
	独自性及び優位性	・上記業務以外で提案者の優位性を感じる提案があるか。	10
合 計			100